

災害時における医療体制に係る協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）並びに一般社団法人鶴岡地区医師会（以下「乙」という。）、一般社団法人鶴岡地区歯科医師会（以下「丙」という。）及び鶴岡地区薬剤師会（以下「丁」という。）（以下「鶴岡地区三師会」と総称する。）は、災害時における地域の医療・保健体制の確保、支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、鶴岡市内で大規模な災害が発生した場合において、鶴岡地区三師会が被災者に対して医療、歯科医療、薬剤供給等の医療救護活動を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時の医療救護活動を行う必要が生じた場合において、自らの体制のみでは対応が困難であると認めるときは、鶴岡地区三師会に対し、文書により支援を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（支援の内容）

第3条 鶴岡地区三師会が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師その他医療従事者の派遣
- (2) 医療活動、歯科医療活動及び調剤・服薬指導
- (3) 医療資機材、医薬品等の提供又はあっせん
- (4) 医療救護所、避難所等における保健・医療・歯科医療・服薬支援
- (5) 前各号に付随し、又は関連する必要な支援

（支援の実施）

第4条 鶴岡地区三師会は、第2条の規定により甲の要請があった場合には、可能な範囲で協力するものとする。ただし、鶴岡地区三師会が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

- 2 支援の具体的内容、方法、期間及び場所等については、甲と鶴岡地区三師会が協議の上、決定する。

（医療費）

第5条 甲が指定する医療救護所又は避難所における医療費は、患者負担が生じないものとする。

- 2 医療救護所又は避難所以外の医療機関及び後送医療機関における医療に係る医療費は、原則として医療保険制度に従った取扱いとする。

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、鶴岡地区三師会が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1) 鶴岡地区三師会が医療従事者の派遣に要した経費

(2) 鶴岡地区三師会が携行した医療品を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、医療救護活動に要した費用で甲が必要と認めたもの

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲と鶴岡地区三師会が協議の上、別に定めるものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第7条 第4条の規定により実施した医療救護活動において、第三者に生じた損害に係る負担は、甲と鶴岡地区三師会が協議をし、その賠償方法や負担割合を協議する。

(従事した者への損害補償)

第8条 第4条の規定により実施する業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときの補償については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定を準用する。

(報告)

第9条 鶴岡地区三師会は第2条の規定による要請により支援活動を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書で報告するものとする。

2 鶴岡地区三師会は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度内容を文書で報告するものとする。

(費用等の請求)

第10条 第6条に規定する費用及び第8条に規定する補償(以下「費用等」という)を請求するときは、甲が定めるところにより行うものとする。

(支払)

第11条 甲は前条の規定により費用等の請求があった場合は、その内容を精査し適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(機密の保持及び情報共有)

第12条 甲及び鶴岡地区三師会は、本協定に基づく業務上知り得た個人情報その他の秘密情報については、関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 甲及び鶴岡地区三師会は、それぞれが知り得た災害に関する情報を相互に共有するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び鶴岡地区三師会は、本協定の円滑な運用を図るため、担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定し、平時から連絡体制の確保に努めるものとする。

2 甲及び鶴岡地区三師会は、前項の規定により、担当部署及び連絡責任者を定めた場合には、相互に文書により通知するものとする。

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び鶴岡地区三師会が協議の上定めるものとする。

(適用)

第16条 本協定は、締結の日から適用し、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了日の1月前までに、甲又は乙、丙若しくは丁のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、本協定は同一条件により1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲並びに乙、丙及び丁がそれぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年5月19日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市

鶴岡市長

佐藤 聡

乙 山形県鶴岡市馬場町1番34号
一般社団法人鶴岡地区医師会

会長

福原 晶子

丙 山形県鶴岡市泉町5番30号
一般社団法人鶴岡地区歯科医師会

会長

清野 肇

丁 山形県鶴岡市泉町5番30号
鶴岡地区薬剤師会

会長

鈴木 千晴